



静岡県
袋井市

第5次袋井市 男女共同参画推進プラン

2026年度（令和8年度）～ 2030年度（令和12年度）

令和8年3月

袋井市



©袋井市

このページは見返し部分となります

目次

第1章 プラン策定にあたって

1	プランの趣旨	4
2	第4次袋井市男女共同参画推進プランの評価	5
3	第4次袋井市男女共同参画推進プランの振り返り	6

第2章 プランの概要

1	プランの位置づけ	9
2	計画期間	9
3	全体目標（目指す将来像）	10
4	プランの体系図	11
5	プランの概念図	12
6	重点基本方針	13
7	指標設定	16
8	推進体制	17
9	進捗管理	18

第3章 施策の方向性及び基本的施策

基本目標Ⅰ	あらゆる分野における女性の参画拡大	19
基本方針1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	21
基本目標Ⅱ	ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現	23
基本方針2	ライフステージに応じて誰もが希望する働き方を選択できる労働環境の整備	25
基本方針3	働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進	27
基本目標Ⅲ	安全・安心な暮らしの実現	29
基本方針4	ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者への支援	33
基本方針5	男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	35
基本方針6	防災・復興における男女共同参画の推進	38
基本方針7	生涯を通じた男女の健康支援体制の充実	40
基本目標Ⅳ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	43
基本方針8	男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進	45
基本方針9	男女共同参画が根付いた地域づくりの推進	47
付属資料		
1	男女共同参画推進プランの策定経過	49
2	男女共同参画推進審議会委員名簿	49
3	用語解説	50

第1章 プラン策定にあたって

1 プランの趣旨

- 男女共同参画社会基本法第14条において、「市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」とされており、本市では、基本計画の策定を袋井市男女共同参画推進条例第12条により規定しています。
- 本市では、男女が自らの意思によって、個性と能力を発揮することができ、共に責任を分かち合うとともに、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もが健康と幸せを感じながら生活することができる都市とするため、2006年（平成18年）3月に「男女共同参画プラン」（平成18～22年度）、2011年（平成23年）3月に「袋井市男女共同参画推進プラン」（平成23～27年度）を策定、同年6月には「袋井市男女共同参画推進条例」を制定し、これらに基づいた男女共同参画のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 「第4次袋井市男女共同参画推進プラン」（以下「第4次プラン」という。）が2025年度（令和7年度）末をもって計画期間満了となったため、「第5次袋井市男女共同参画推進プラン」（以下「第5次プラン」という。）（2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度））を策定しました。

2 第4次袋井市男女共同参画推進プランの評価

- 第4次プランでは、「多様な価値観を認め合い、個性と能力を発揮できる社会の実現」を全体目標としたうえで、4つの基本目標を定め、各施策の推進に取り組みました。
- 第5次プラン策定にあたり、これまでの施策を総合的に評価しました。

全体目標	多様な価値観を認め合い、個性と能力を発揮できる社会の実現			
基本目標	I あらゆる分野における 女性の参画拡大	II ジェンダーにとらわれず、 誰もが活躍できる 経済社会の実現	III 安全・安心な 暮らしの実現	IV 男女共同参画社会の 実現に向けた基盤整備

3 第4次袋井市男女共同参画推進プランの振り返り

第4次プランでは、基本目標毎に1つずつ成果指標を設定し、施策を展開しました。庁内外への意識啓発やセミナーの開催などの地道な取組により、全4指標のうち2つの指標で目標を達成しており、この5年間における男女共同参画意識の高まりがうかがえます。

しかしながら、基本目標Ⅳの成果指標「性別による固定的な役割分担をすべきでない」と思う人の割合は、上昇傾向にあるものの、目標値には達せず、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような、固定的性別役割分担意識の根強さが浮き彫りになりました。

市内事業所における女性管理職割合（10.1%）※1や、自治会などの地域活動の場における女性の参画（自治会長の女性割合1.7%※2）についても未だに低い水準にあり、その根底にある「固定的な役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）」の解消が必要です。

◎ …目標値に達した
○ …目標値に達していないが、策定時基準値と比較して向上

基本目標	成果指標名	単位	策定時基準値 (2020年度)	直近の現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	評価
I	市の審議会等女性委員の割合※3	%	36.9	40.2	40.0	○
II	市内事業所における男性の育児休業取得率※4	%	5.7	54.4	13.0	◎
III	家庭児童相談室への実相談者数※5	人	295	364	350	◎
IV	性別による固定的な役割分担をすべきでないと思う人の割合※6	%	60.6	66.5	70.0	○

※1、4 令和6年度袋井市内事業所における男女共同参画等に関する実態調査（以下「事業所実態調査」という）
 ※2 令和6年度自治会役員届より（自治会長174名中女性3名）
 ※3、5 令和6年度庁内調査より
 ※6 令和6年度袋井市総合計画推進に係る市民意識調査（以下「市民意識調査」という）

3 第4次袋井市男女共同参画推進プランの振り返り

重点基本方針に対する評価

重点基本方針	取組内容	評価	今後に向けて
誰もが 平等に働き続けられる 労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性活躍推進に向けた人材育成 ● 企業等に対する、誰もが働きやすい労働環境の整備にかかる意識啓発や情報提供 など 	<p>柔軟性のある勤務体系制度を取り入れる企業が増加し、子育て中の従業員に対する所定外労働の免除・制限など、労働環境の改善が見られました。</p> <p>しかしながら、出産・育児で低下したキャリアが戻らず、女性の労働参画や昇進が停滞する現象である「L字カーブ」問題は解消しておらず※1、優秀な人材の流出や管理職の女性不足、賃金格差・経済的損失につながるという課題などが残されています。</p>	労働環境整備にかかる情報提供や女性人材育成支援、持続可能な社会に向けての官民一体となった取組が重要です。
働き方改革及び ワーク・ライフ・バランスの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て・介護支援の充実 ● 男性の家事・育児・介護への参画促進 ● 長時間労働の是正に向けた取組 など 	<p>待機児童解消や男性の育児休業取得率向上など一定の成果を得ましたが、理想の働き方・生き方と現実にはまだ差が残っています※2。</p> <p>主な理由は、長時間労働※3や業種ごとの勤務形態、非正規雇用の多さで制度が使いにくい※4こと、制度周知や中小企業支援が十分でない※5こと、行政の支援体制に改善の余地があること、そして家庭や性別役割に関する意識が根強く残っていることです。</p>	柔軟勤務の実現に向けた事業所向けの伴走支援や子育て・介護情報のワンストップ化や、利用しやすい支援体制の強化が必要です。
生活上の困難を 抱える方に対する 支援と多様性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活上の困難に直面する家庭等への経済的支援と相談体制の充実 ● 高齢者・障がい者・外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 など 	<p>市では妊娠期の方や子育て中の家庭、ヤングケアラーなど社会生活で困難を有する若者の皆さんに対して、切れ目のない一体的な相談支援体制を整えました。</p> <p>また、総合相談窓口においては、生活上の様々な困難に対し、専門の相談員等が関係機関と連携して解決に向けた支援を行いました。実相談者数も増加していますが、平等な支援に向けての体制づくりや相談窓口の周知に依然として課題が残っています。</p>	関係機関同士の連携体制の強化と相談窓口や周知の徹底、多角的な支援の強化を行う。

※1 総務省労働力調査（基本集計）

※2 令和7年度袋井市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（以下「男女共同参画市民意識調査」という）

※3 日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」

※4 令和4年10月から産後パパ育児制度が適用され、非正規であっても制度を利用しやすくなったが、依然として制約があるため

※5 事業所実態調査

3 第4次袋井市男女共同参画推進プランの振り返り

推進体制の強化と評価方法の課題

ここまでの、各基本目標に対する課題だけでなく、評価体制にも課題があります。

本来、男女共同参画の視点を取り入れることは、全施策に共通するものであり、各事業を行う上で、基本の考え方となるべきものですが、行政側の意識改革も十分とは言えません。※1

また、事業の目標設定が定性的なものが多く、何をもって達成かが不明瞭となっておりました。

さらに、その評価方法についても、担当部署の自己評価によるものとなっていたため、今後は、その評価体制の見直しも必要です。

※1 袋井市男女共同参画推進審議会意見及び静岡県男女共同参画課主催の男女共同参画担当課長会議での計画改定のポイントと留意点より

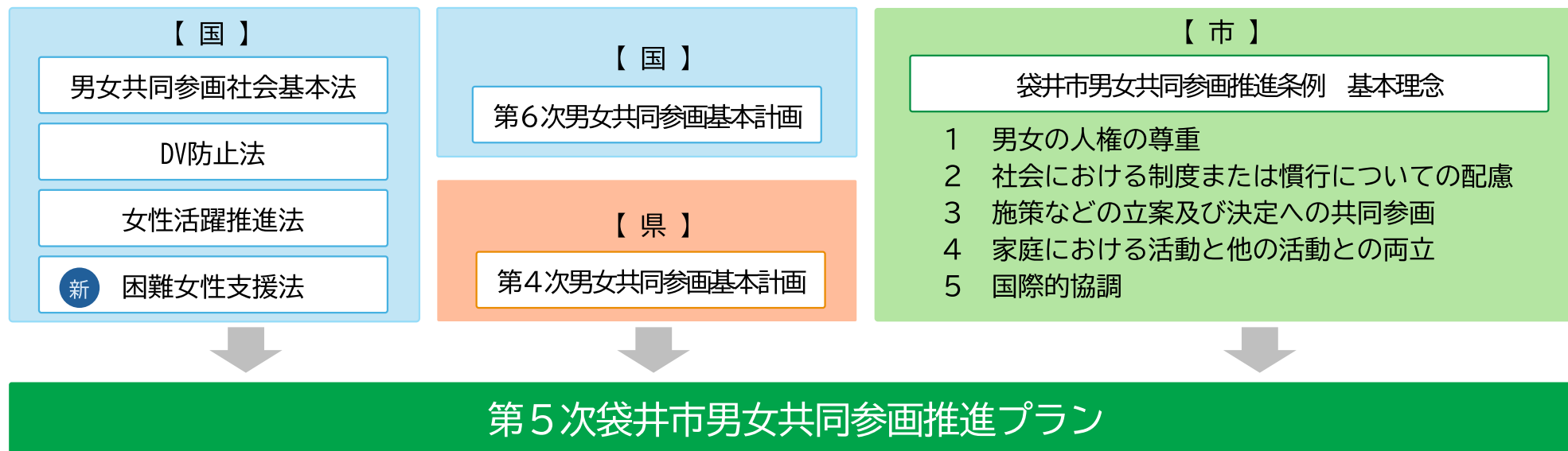


第2章 プランの概要

1 プランの位置づけ

第5次袋井市男女共同参画推進プランは、袋井市男女共同参画推進条例第3条における基本理念のもと、第12条に基づき策定するものです。

また、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各種関連法に規定する計画として位置づけます。



2 計画期間

2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）

性別にかかわらず、すべての市民が多様な幸せを実現できるまち

I

あらゆる分野における
女性の参画拡大

II

ジェンダーにとらわれず、
誰もが活躍できる
経済社会の実現

III

安全・安心な
暮らしの実現

IV

男女共同参画社会の
実現に向けた基盤整備

第5次プランでは、国の第6次男女共同参画基本計画や第4次静岡県男女共同参画基本計画でも目標とされている「多様な幸せ（well-being）」の向上を組み込んだ全体目標「性別にかかわらず、すべての市民が多様な幸せを実現できるまち」の実現を目指すため、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」の4つを基本目標とし、施策を推進します。

4 プランの体系図

理…基本理念 女 女性活躍推進法 DV DV防止法 困 困難女性支援法

【全体目標】 【基本目標】

【基本方針】

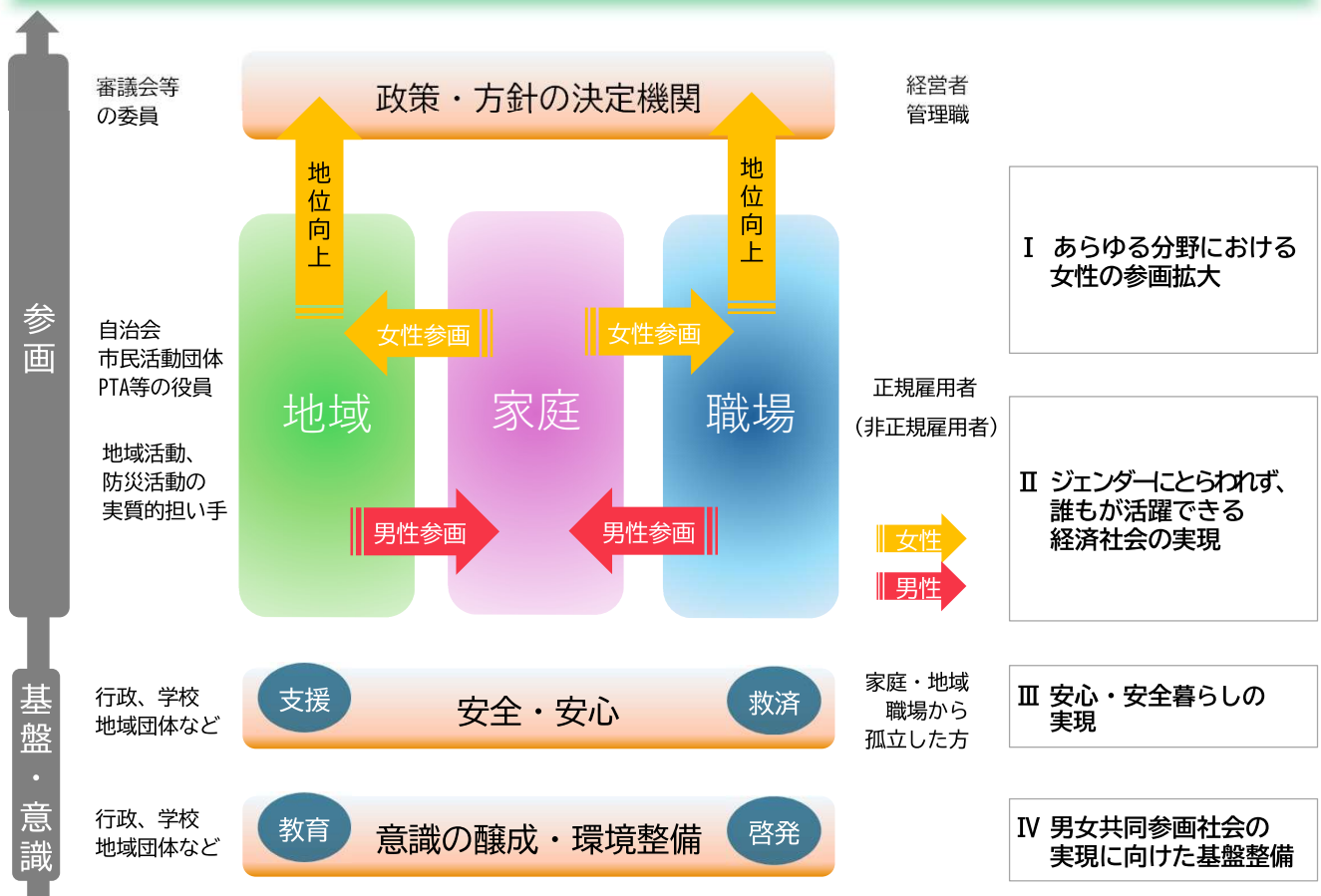
【基本施策】

性別にかかわらず、すべての市民が多様な幸せを実現できるまち



5 プランの概念図

性別にかかわらず、すべての市民が多様な幸せを実現できるまち



- 男女共同参画が、いまだ女性の問題と捉えられがちであることや固定的な性別役割分担意識が根強いことから、教育や啓発による「IV男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」を施策推進の基礎とします。
- 女性に対する暴力の増加、ひとり親家庭や非正規労働者等の経済的困窮などの問題については、「III安全・安心な暮らしの実現」を基本目標IVとともに施策推進の基礎とします。
- 「生活の場における男女共同参画は、女性が地域や職場で活躍することに加え、男性が家庭に主体的に参画することが重要である」、ワーク・ライフ・バランスと女性活躍を実現するためには、「労働環境の整備だけでなく、家事・育児・介護への支援を含めた各生活の場に存在する男性・女性の壁を壊す必要がある」という考えから、基本目標IV、IIIのベースの上に、「IIジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現」を置き、性別の枠を超えた大きな循環をつくり出します。
- 基本目標IIを受け、「Iあらゆる分野における女性の参画拡大」で、審議会等の委員、経営者、管理職レベルでの男女共同参画を進めます。

6 重点基本方針

9つある基本方針のうち、第4次プランにおいても重点施策となっていた「労働環境の整備」「ワーク・ライフ・バランス」「生活困難者支援」の3項目に、今後さらに取り組むべき1項目「選ばれる地域」を加えた4点を特に市が重点的に取り組む施策として定め、効果的なプラン推進を図ります。

基本方針2 ライフステージに応じて誰もが希望する働き方を選択できる労働環境の整備

継続

現状と課題

生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたり持続可能で活力ある経済社会を築いていくためには、潜在的な「女性の力」が求められています。女性の就業率については、20歳代後半から30歳代にかけて、子育てなどによりいったん離職する、いわゆるM字カーブがほぼ解消し、男性の育児休業取得率が向上するなど、大きな進展がありました。

一方、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆるL字カーブ問題や育児や介護をはじめとしたライフイベントに際し、両立のしづらさを原因とした女性のキャリア形成が困難となる状況が今もなお続いています。

取組内容

育児・介護制度の充実を図るとともに、事業所に向けた再雇用体制や労働環境整備にかかる啓発や情報提供、女性にとってのロールモデルやメンターとなり得る人との出会いの場の提供による女性の新たな可能性の発見など、女性だけでなく、誰もが希望する働き方を選択できる環境を整備します。

基本方針3 働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進

継続

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の希望に応じた多様なライフスタイルを可能にするとともに、生産性の向上や競争力の強化につながり、経済の活性化においても重要です。仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・介護・地域との付き合いなども暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があつてこそ、多様な幸せ（well-being）の実現に繋がります。職業人生の長期化を見据え、長時間労働の解消や、心身の健康と向き合える環境づくりが求められています。

取組内容

保育・介護サービスの充実に努め、長時間労働の削減や生産性の向上を推進することで、若い頃から仕事と生活の調和を図り、それぞれの希望する柔軟な働き方ができる環境づくりを推進します。

基本方針5 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

継続

現状と課題

高齢化や核家族化、結婚・離婚等に対する意識の変化が進む中、非正規雇用や単身世帯、ひとり親世帯が増加し、不安定雇用や収入格差による生活困窮、社会的孤立など、市民が抱える困難は複雑化しています。
また、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は、貧困等生活上の困難に陥りやすいと言われており、とりわけ単身世帯の高齢女性の貧困率が高い状況です。
さらに、家族の介護等を行っている、いわゆるヤングケアラーの問題にも取り組む必要があります。

取組内容

セーフティネットの機能として、このような生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、相談支援体制の強化を図ることにより、自立に向けた力を高める取り組み等を推進します。
さらに、性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認に関することなどに加え、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、複合的な困難を抱えるリスクもあるため、一人ひとりを認め合い、誰もが自分らしくいられる環境づくりを進めます。

6 重点基本方針

基本方針9 男女共同参画が根付いた地域づくりの推進

新規

現状と課題

女性や若者から選ばれる地域づくりの推進は、持続可能な地域社会のため、欠かせない視点です。若者が出身地域を離れる理由として、男女とも「希望する進学先がなかったから」「やりたい仕事や就職先が少なかったから」「地元を離れたかったから」とする者の割合が高く、特に「地元を離れたかった」とする者の割合は、女性が高くなっています。※1

また、地元への愛着はある一方で、固定的な性別役割分担意識の浸透の深さゆえに、出身地域に戻らないといった指摘もされています。※2この根強い固定的な性別役割分担意識は、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男女間の賃金格差にも影響を与えるだけでなく、男性にとっても、経済的プレッシャーや、過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面があります。

取組内容

誰もが働きやすい環境づくり、発言しやすい地域社会づくりを進めることで、女性など多様な人材が様々な活動に参画でき、地域の社会経済や、商品開発などの新規の発想やイノベーションをもたらし、持続的な発展を確保することが期待できます。

また、地域の伝統文化や風習などの資産、地域で解決すべき社会的課題などに着目し、女性が起業することも有効です。起業は、女性が働きやすい雇用環境の創出、女性の視点を生かした商品・サービス開発の促進や、固定的な性別役割分担意識に起因する課題を取り除いていくことなどを通じ、「女性にも選ばれる地域」の実現に寄与する側面があります。大都市圏との「情報格差」（ロールモデル、ネットワーク）と「意識格差」（固定的な性別役割分担意識）の双方の解消が必要となります。

地域の経済活動のみならず、自治会、PTA、防災組織、地域に根ざした組織・団体において、女性の視点を取り入れやすくすることも重要です。そのために、地域の女性リーダーの育成や男女共同参画の視点で活躍するNPOなどの団体と、その他の地域団体との連携支援を行います。

※1 令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査（令和6年度内閣府委託調査）

※2 国の第6次男女共同参画基本計画（案）より

第5次袋井市男女共同参画推進プランにおいて、施策を着実に推進していくため、次のとおり指標の設定をします。成果指標は、個別の事業を進めていくうえで目標とする数値で、一つの基本方針に一つの成果指標を設けます。

また、モニタリング指標は、個別事業の直接的な効果だけでなく、他分野にまたがる複数の事業や社会の潮流、複合的な成果を適切に測定し、男女共同参画社会の進捗状況を計るための目安として設定するもので、将来の値は「期待値」とします。

(1) 成果指標（事業実施にあたり目標とする数値）

(2) モニタリング指標（男女共同参画社会の進捗状況を計る目安とする数値）

基本目標	基本方針	指 標 名	単位	現状値 2024年度	目標値 2030年度
I	1	市の審議会等女性委員の割合 ★	%	40.2	50
	2	市内における「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数 ★	事業所	60	70
II	3	市内事業所における男性の育児休業取得率（2週間以上）	%	35.9	85
	4	DVを受けたが、抗議や相談ができなかった人の割合	%	38.6	30
III	5	こども若者家庭センターの認知率 ★	%	-	90
	6	自主連合防災隊長、自主防災隊長及び防災委員の女性役員の割合	%	39.0	50
	7	乳がん検診受診率 子宮頸がん検診受診率	%	76.5 73.7	84.8 81.5
IV	8	性別による固定的な役割分担をすべきでないと思う人の割合	%	69	80
	9	自治会役員（会長・副会長・会計）における女性割合	%	8.4	15

基本目標	指 標 名	単位	現状値 2024年度	期待値 2030年度
I	市内事業所における女性管理職（課長相当職以上）の割合	%	10.1	15.0
	市職員（一般行政職）における女性管理職（課長相当職以上）の割合	%	16.4	30.0
II	市内事業所における一般事業主行動計画の策定率	%	19.2	24.0
	放課後児童クラブの待機児童数 ★	人	36	0
III	市男性職員の育児休業取得率（2週間以上）	%	88.9	95
	本市男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合	%	88.9	100
IV	デートDVに関する授業を実施する学校数（高校含む）	校	4	6
	市内における性犯罪認知件数（強制性交等、強制わいせつ件数）	件	5	0
IV	男女共同参画関連講座等への参加者数	人	89	190
	広報・HP等における男女共同参画に関する情報提供件数	件	32	42
	袋井市は市民生活の中に人権尊重の意識が定着していると思う人の割合	%	55.3	60.8

★…第3次袋井市総合計画でも指標となっているもの
 数値が茶色字の指標…増加することが望ましい指標
 数値が青色字の指標…減少することが望ましい指標

8 推進体制

プランを着実に実行し、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、以下の体制で推進します。

1 男女共同参画推進本部会議

「袋井市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）」において、袋井市の男女共同参画推進施策の実施、総合調整及び進行管理を行います。

2 男女共同参画推進審議会

袋井市男女共同参画推進条例第22条に基づく「袋井市男女共同参画推進審議会」において、男女共同参画の推進に関する施策及び重要な事項について審議し、意見を積極的に反映します。

3 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

4 庁内推進体制の整備と、職員への啓発活動

男女共同参画の所管課が中心となり、全庁的に連携を図りながら推進します。また、男女共同参画の視点を養う職員研修（市の関係団体も含む）や啓発活動を実施します。

男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、次のような進捗管理を行います。

明瞭な目標設定

5年間のプランを定量的な目標に従って推進します。（P16 指標設定 参照。）

また、各具体的施策においても、可能な限り定量的な目標を設定し、評価基準を明確化します。



重点施策の選定

これからの5年間に、特に取組が必要と思われる施策を選定し、目的の明確化と成果の向上に努めます。

（P13～15 重点基本方針 参照）

新たな評価体制

これまでは、各所属が前年度の自己評価と今年度の行動計画を報告していましたが、定量的な目標設定が少なく、評価が主観的なものが散見されたため、今後は事前に可能な限り定量的な目標を設定し、取組に対する評価、課題の分析を毎年度行い、審議会で内容を審議した上で、結果を各所属へフィードバックします。

また、審議会で必要と判断した場合は、各所属へのヒアリングも行います。

第3章 施策の方向性及び基本的施策

基本目標 I あらゆる分野における女性の参画拡大

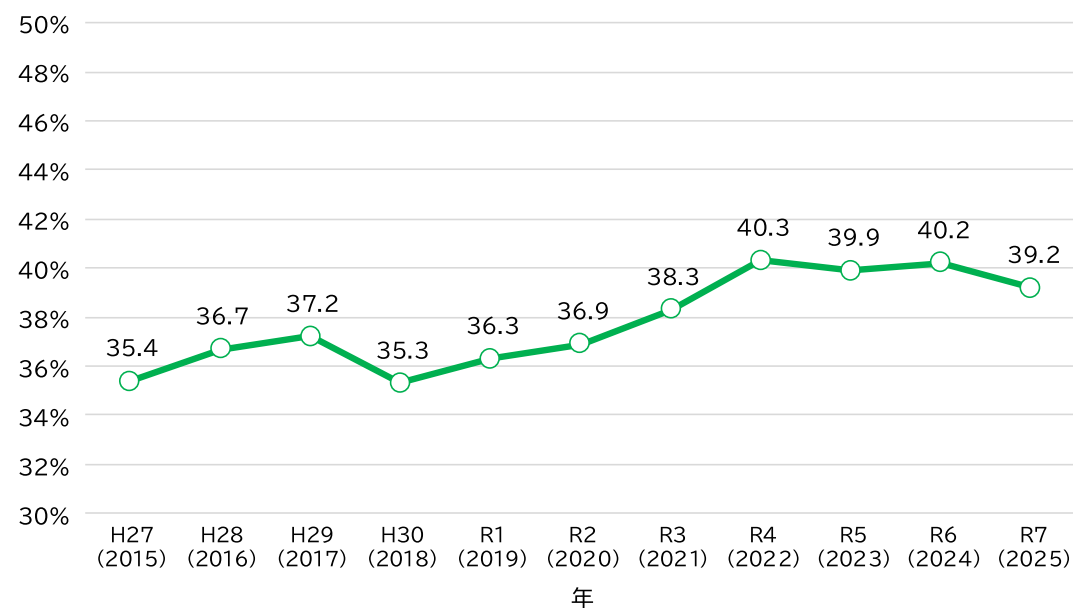
現状

男女共同参画社会の実現のためには、そもそもの仕組みづくりを担う政策・方針決定過程への女性の参画拡大が必要不可欠です。

また、会議の場で女性の発言が少数意見とならないよう、男女の比率についても、バランスが求められます。本市では、審議会等の女性委員割合が目標の40%を下回った場合に、男女割合改善取組調査票を作成する取組みを行ったことなどにより、2022年度（令和4年度）及び2024年度（令和6年度）は目標値の40%を超え、令和7年においても、目標値にはわずかに達していないものの、県下第1位の女性委員割合となっています。

一方で、一部の審議会等では、未だ割合が低い水準にあり、新たなプランでは、40%を超える審議会等の数を増やす取組みも必要です。

袋井市の審議会等における女性委員の割合の推移



資料：令和7年度庁内調査

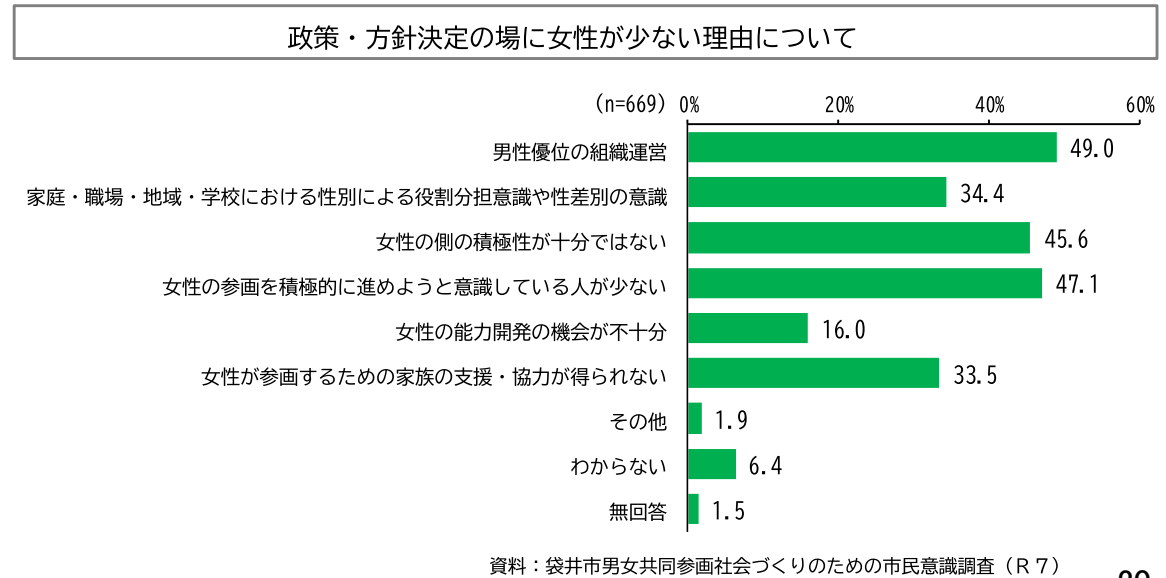
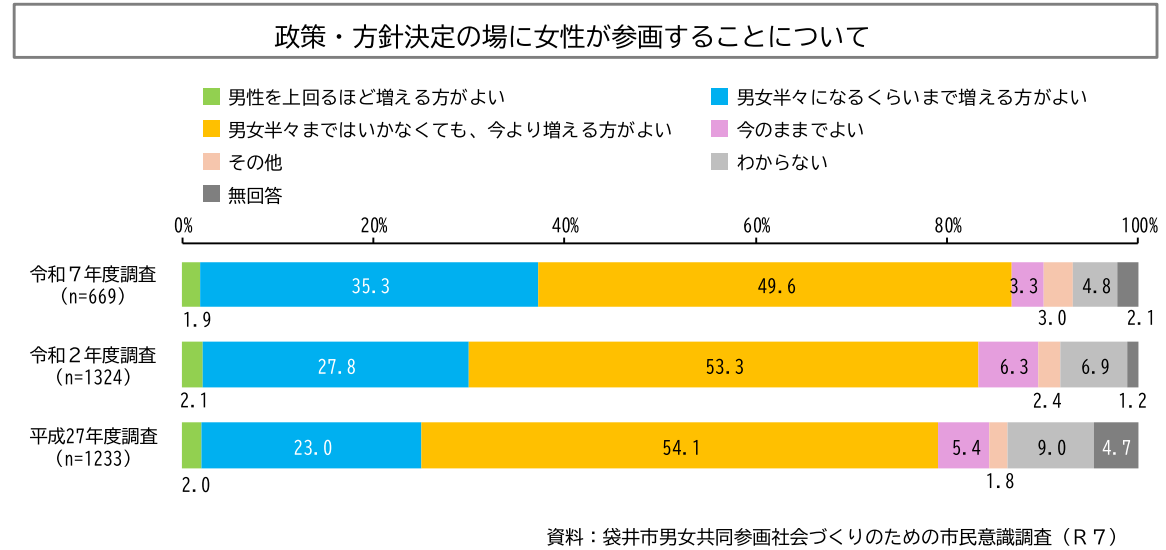
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

2025年度（令和7年度）に実施した「袋井市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」（以下「男女共同参画市民意識調査」という。）によると、方針等の決定の場に女性の割合が今より増えることを望む人の割合が86.8%となっており、特に30歳代では、男女半々になるくらいまで増える方がよいと考える人が約5割と多くなっています。

議員や審議会委員に女性が少ない理由としては、「男性優位の組織運営」、「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ないから、「女性の側の積極性が十分ではない」などと回答する人の割合が高くなっており、組織運営の在り方に加え、女性自身の意識の問題を要因と捉える人が多いことがうかがえます。そのため、新たなプランでは、男女双方の意識変革にも取り組みます。

また、教育分野においては、幼い頃からの男女共同参画意識の醸成に大きく関わる分野であり、2025年度（令和7年度）時点での市内小学校校長は50%が女性※1、市内公立の幼稚園こども園の園長も61.5%が女性となっています。しかしながら、中学校においては、管理職に女性が少ないことから、更なる推進を図ります。

※1 令和6年度の小学校校長における女性割合の全国平均は32.9%（第6次男女共同参画基本計画 成果目標案より）



基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本方針1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の政策・方針決定過程への参画とキャリア継続や積極的な昇進・登用を図り、持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会を目指します。

基本施策① 市政、審議会等（行政分野）への女性の参画拡大

市の審議会等への女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

【主な取組】 ①市の審議会等各種委員会への女性の登用促進（庁内職員・選出団体への啓発など）

基本施策② 教育分野、経済産業分野、各種団体等への女性の参画拡大

情報提供や啓発を行い、学校や事業所、各種団体における方針決定過程への女性の参画を促進します。

【主な取組】 ①学校や教育分野への女性の登用促進（教員の管理職における女性割合増加など）

②女性が参画しやすい機運の醸成（企業、事業所等に向けた女性登用促進、女性リーダー・指導者の育成支援、女性のスポーツ参加を促進するための啓発など）

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

成果指標 1

市の審議会等女性委員の割合

現状値
40.2%

目標値
50.0%

【意思決定の場への女性の参画状況をはかる指標】
審議会等によって率に差があり、バランスのとれた男女比率を目標とする。

モニタリング指標 1

市内事業所における女性管理職（課長相当職以上）の割合

現状値
10.1%

期待値
15.0%

【誰もが働きやすい労働環境とするための足がかりとして、事業所幹部における女性の参画状況を見守るための指標】

モニタリング指標 2

市職員（一般行政職）における女性管理職（課長相当職以上）の割合

現状値
16.4%

期待値
30.0%

【女性の意見を施策へ反映するとともに、誰もが働きやすい労働環境とするための足がかりとして、市の幹部における女性の参画状況を見守るための指標】

※現状値の年次は2024年度、目標値・期待値の年次は2030年度

基本目標Ⅱ ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現

現状

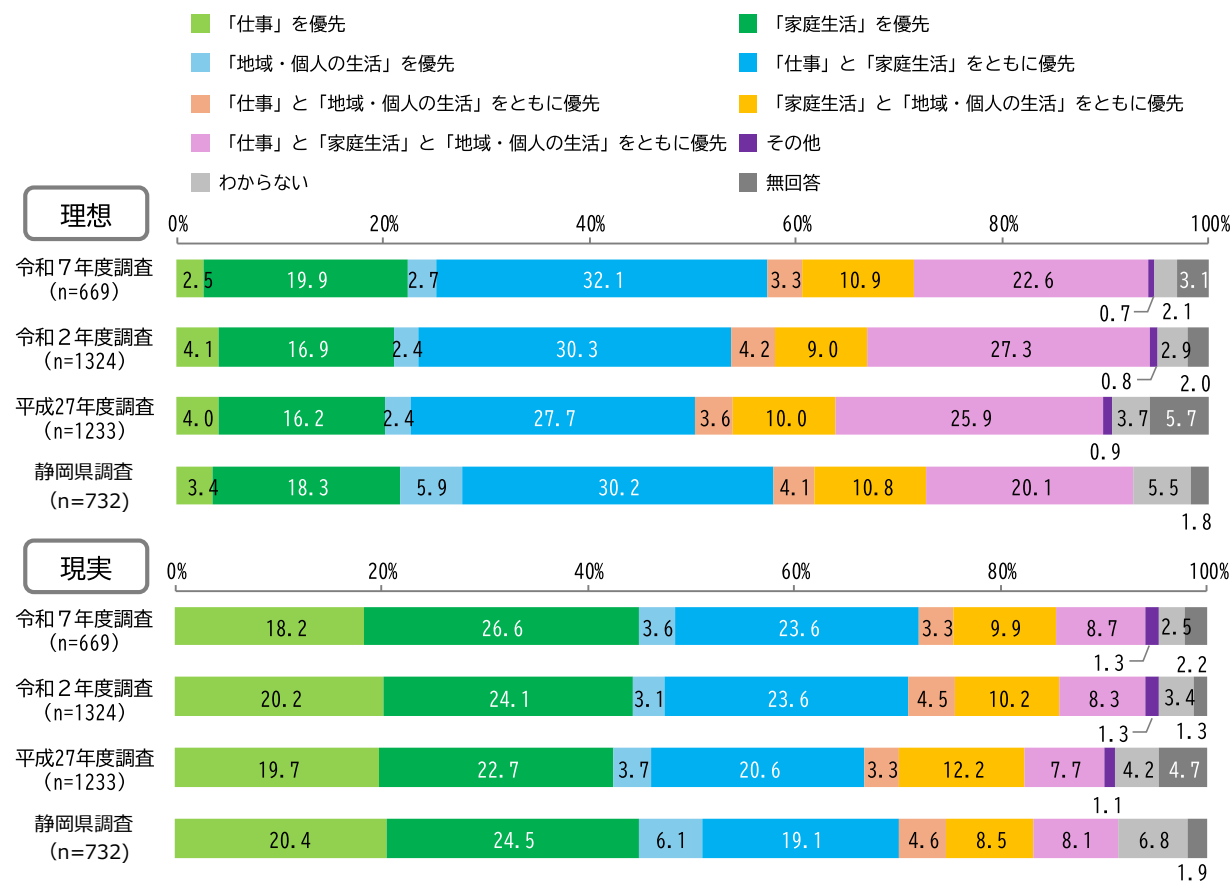
誰もが希望に応じて、それぞれの能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女の基本的人権に深く関わるとともに、経済社会の活性化という観点からも重要な意義をもちます。

男女共同参画市民意識調査の結果によると、理想では「仕事」も「家庭生活」も両立したい人の割合が多いものの、現実には「家庭生活」を優先する人の割合が最も多く、ついで「家庭」と「仕事」の両方、その次が「仕事」となっており、理想と現実のギャップが大きくなっています。

また、性別で見ると、男性で「『仕事』を優先」の割合が高く、女性では「『家庭生活』を優先」の割合が高くなっています。

それぞれが理想とする生き方を選択することができ、多様な幸せを実現するためには、職場、家庭、学校、行政など、多方面へのアプローチが重要です。

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について



資料：袋井市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（H27、R2、R7）
静岡県令和6年度 静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査

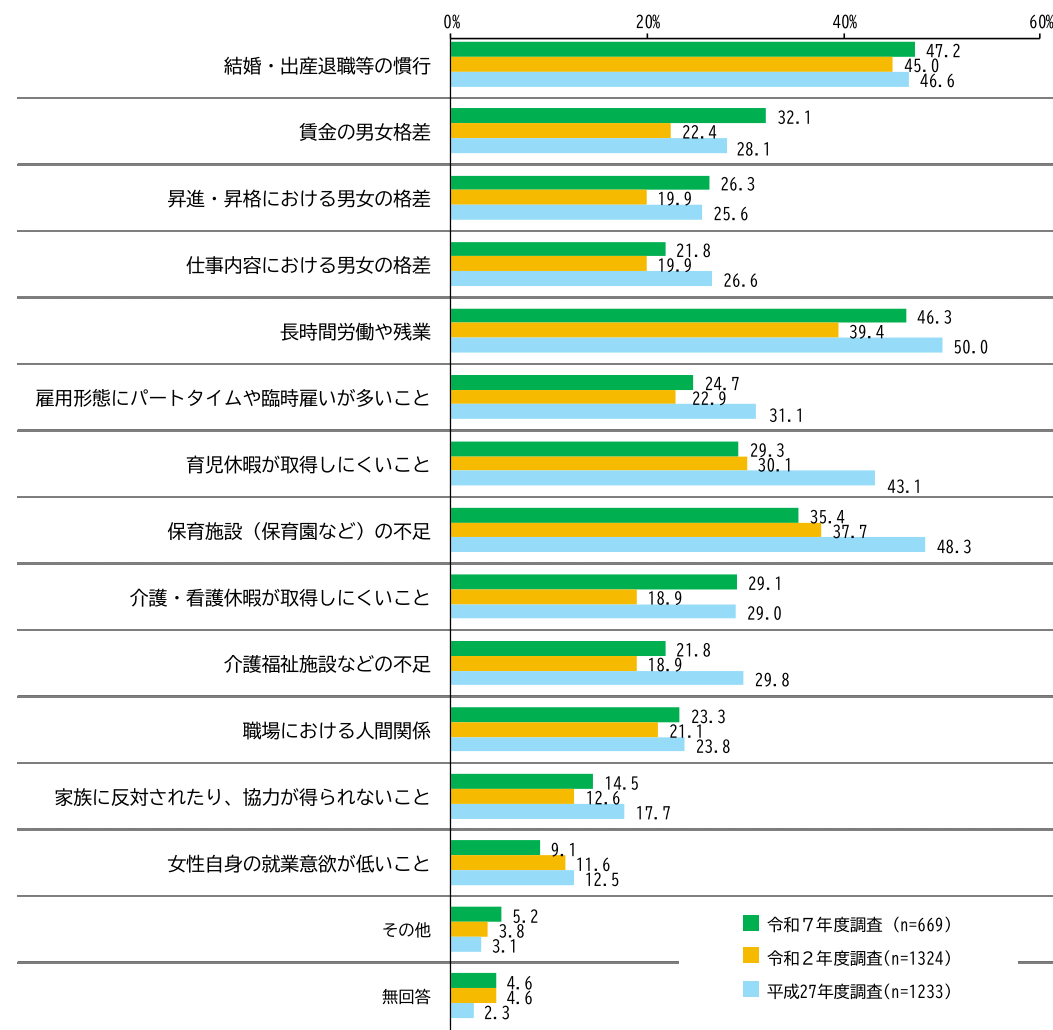
基本目標Ⅱ ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現

これまで、女性自身の意識改革、企業側への労働環境整備の働きかけ、子育てに関する行政手続きのオンライン化等を行ってきましたが、男女共同参画市民意識調査によると、依然として、「結婚・出産退職等の慣行」（47.2%）や「長時間労働や残業」（46.3%）が、女性が仕事を続けていく上での障害となっていることがわかります。

男性にとっての男女共同参画の推進については、子育てや介護等の支援の充実を図り、男女ともに仕事と家事・育児・介護に関わる環境づくりを進めてきました。

市内事業所における男性の育児休業取得率は大幅に向上し、（2020年度（令和2年度）5.7%→2024年度（令和6年度）54.4%）したものの、依然として男性中心型労働慣行が残っています。

女性が仕事を続けていく上で、特に障害になっていることについて



資料：袋井市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（H27、R2、R7）

基本目標Ⅱ ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現

基本方針2 ライフステージに応じて誰もが希望する働き方を選択できる労働環境の整備

女性活躍推進法

重点

結婚・出産・介護などといったライフイベントに際し、誰もが自身のキャリアや希望する働き方を諦めることなく、それぞれの個性を発揮できる労働環境づくりを支援します。

基本施策③

労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

労働にかかる女性活躍推進法などの法律や制度に関する周知を行うとともに、様々な分野で活躍する女性の人材情報を収集・情報提供し、経済社会の維持・発展と女性の活躍を推進します。

- 【主な取組】
- ①女性の人材情報の収集と女性活躍事例等の情報提供（企業における好事例紹介など）
 - ②職場におけるハラスメント防止意識の啓発（ハラスメント防止に向けた情報提供など）

基本施策④

女性のキャリア形成と経済的自立に向けた取組の促進 **【新】**

男女間の経済格差を縮小するため、人材育成支援や、情報提供を行うことで、女性のキャリア形成と経済的自立を推進します。

- 【主な取組】
- ①女性の交流機会の提供と人材育成への支援（ロールモデルの紹介やメンター制度の周知、講習会など）
 - ②女性の起業支援や再就職支援と情報提供（創業セミナーや職業相談による再就職支援など）

基本目標Ⅱ ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現

成果指標 2

市内における「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数

現状値
60事業所

目標値
70事業所

【誰もが働きやすい職場環境となっているかをはかる指標】女性の活躍促進やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組むことを静岡県へ宣言した企業・団体

モニタリング指標 3

市内事業所における一般事業主行動計画の策定率

現状値
19.2%

期待値
24%

【誰もが働きやすい労働環境の整備の進捗を見守るための指標】企業が「働きやすい職場環境」整備のために立てる具体的な計画

※現状値の年次は2024年度、目標値・期待値の年次は2030年度



基本目標Ⅱ ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現

基本方針3 働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進

女性活躍推進法

重点

ワーク・ライフ・バランスを推進することで、男女ともに心身の健康と向き合い、生きがいのある人生を実現することを目指し、引き続き保育・介護サービスの充実に努めるとともに、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する取り組みを行います。

基本施策⑤ 共働き・共育ての実現に向けた対策の強化

男女がともに家事や育児、介護等に関わることができる環境づくりに向け、育児や介護にかかる支援を行います。

- 【主な取組】
- ①多様な保育サービスの充実（保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実など）
 - ②多様な介護サービスの充実（相談窓口の充実や各種介護基盤の整備など）
 - ③障がい児の療育、相談支援事業の充実（子どもの各成長段階における相談支援・療育指導の充実など）

基本施策⑥ 男女双方の意識改革・理解促進

講座や広報誌などによる啓発を通じて、固定的な性別役割分担意識から脱却し、ジェンダーにとらわれず、家庭、仕事及び個人の時間を大切にできる体制づくりを進めます。

- 【主な取組】
- ①育児・介護休業等の制度の周知（パパママ育休制度や介護休業の企業及び労働者への周知など）
 - ②家事・育児・介護などへの参画を促進するための情報提供や講座の開催（時短家事講座や育児講座など）

基本施策⑦ 男性中心型労働慣行による長時間労働等の見直し・生き方変革への支援

長時間労働を前提とした働き方を見直し、心身ともに健康な生活ができるよう、意識啓発や相談体制の強化に努めます。

- 【主な取組】
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発（企業や労働者向けの働き方改革の啓発など）
 - ②心の健康に関する啓発とセーフティネットの構築（心の健康に関する知識の啓発、相談体制の構築など）

基本目標Ⅱ ジェンダーにとらわれず、誰もが活躍できる経済社会の実現

成果指標3

市内事業所における男性育児休業取得率（2週間以上）

現状値
35.9%

目標値
85%

【ワーク・ライフ・バランスの推進状況をはかる指標】取得期間にも着目し、2週間以上のものを対象とする。

モニタリング指標4

放課後児童クラブ利用待機児童数

現状値
36人

期待値
0人

【子育てをしながら働きたい人が働ける環境となっているかをはかる指標】

モニタリング指標5

本市男性職員の育児休業取得率（2週間）

現状値
88.9%

期待値
95%

【ワーク・ライフ・バランスの推進状況をはかる指標】取得期間にも着目し、2週間以上のものを対象とする。

モニタリング指標6

本市男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合

現状値
88.9%

期待値
100%

【ワーク・ライフ・バランスの推進状況をはかる指標】合計で取得可能な休暇日数は7日

※現状値の年次は2024年度、目標値・期待値の年次は2030年度

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

現状

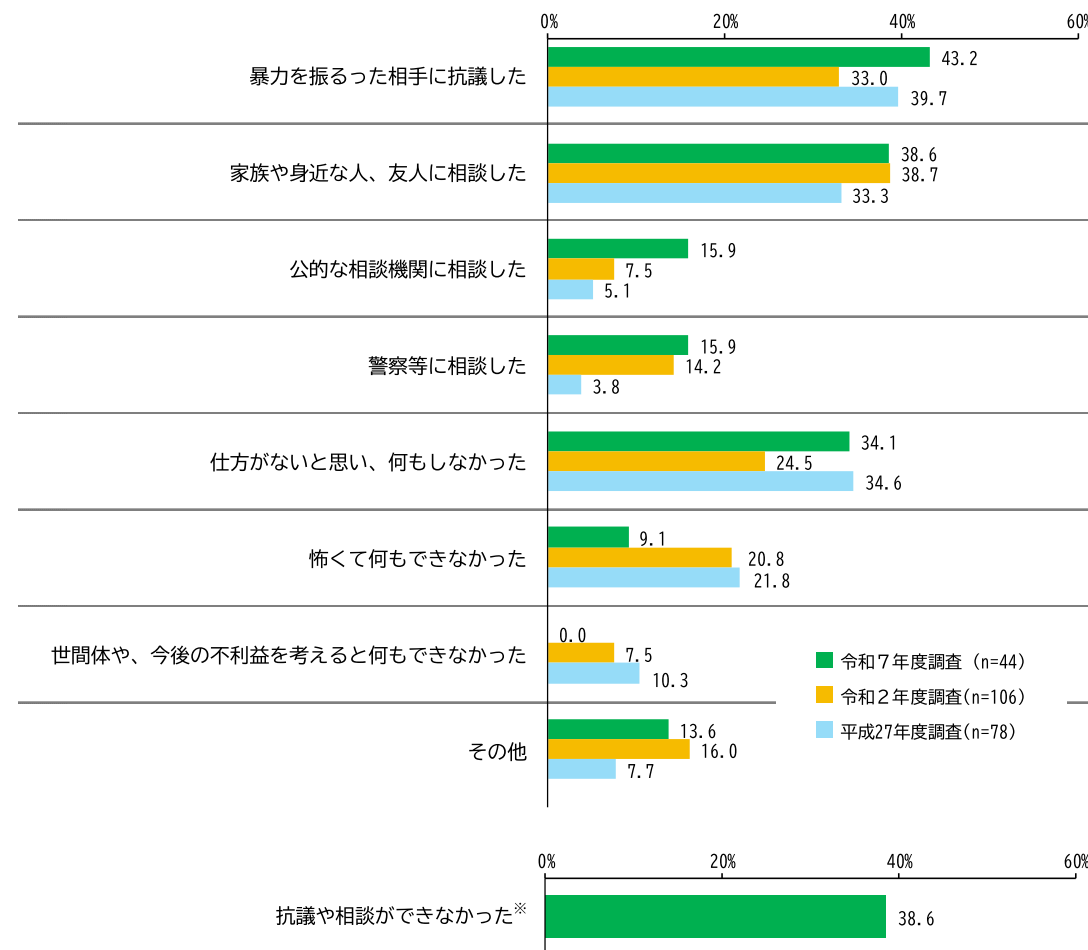
暴力の根絶及び被害者の支援については、2025年度（令和7年度）からこども若者家庭センターを開設し、女性相談員を配置することで、DVだけでなく、ひとり親家庭相談、生活上の困難を抱える女性・若者の相談などの窓口を一元化し、複合的に生じがちな課題に対する相談体制を強化しました。

しかしながら、男女共同参画市民意識調査によると、暴力を受けたものの抗議や相談ができなかった人の割合は38.6%にも上り、未だに問題が潜在化していることがわかります。

また、ジェンダーに基づく暴力の被害者は女性だけではなく、むしろ男性の方が支援の手が届いていないという課題があります。

こうしたことから、相談のしやすさや、被害者への意識啓発を推進していきます。

夫や妻・パートナーなどから暴力を受けた際の対応について



※「仕方がないと思い、何もしなかった」「怖くて何もできなかった」「世間体や、今後の不利益を考えると何もできなかった」のいずれかに回答した人

資料：袋井市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（H27、R2、R7）

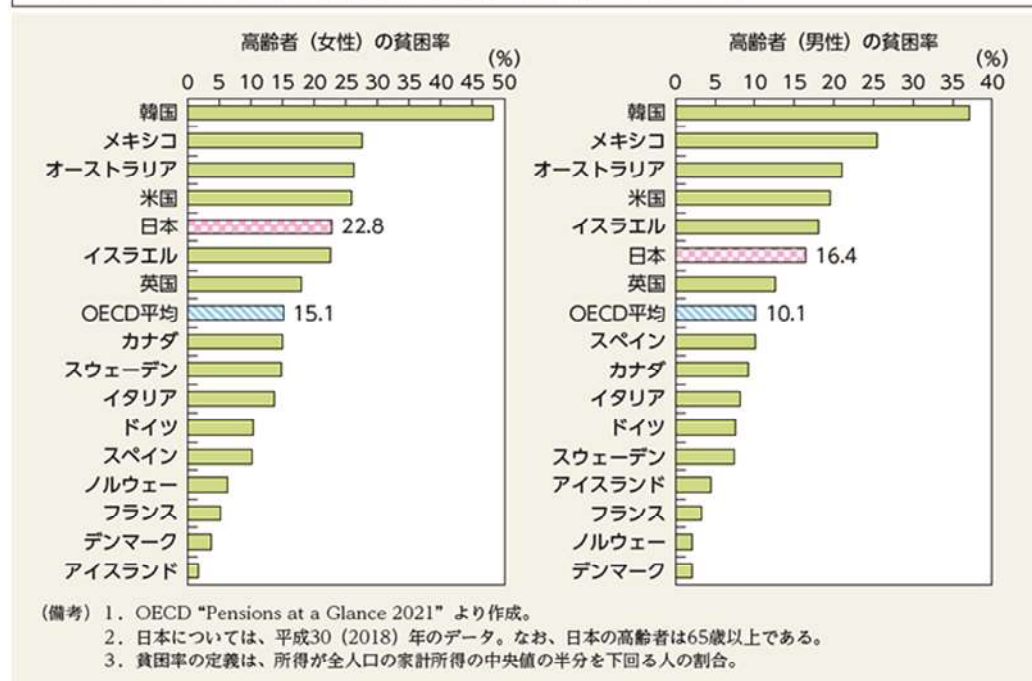
基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

高齢化や核家族化など家族形態の変容に伴い、経済的困窮や社会的孤立など、生活上の困難を抱える方が増加しており、特に、高齢女性や母子世帯でリスクが高い状況にあります。

そういった方々に対する支援については、先述の相談窓口の他、専門の相談員が関係機関と連携して支援を行う総合相談窓口や生活困窮者を複合的に支援する袋井市生活自立相談センターを設置していますが、さらなる相談窓口の周知と相談者個々に寄り添った支援を行うとともに、障がい者や傷病者が住み慣れた地域で安心して生活するために、就労支援や各種サービスの充実を図ります。

高齢者の貧困率（男女別）の国際比較

○国際的に見ると、高齢者（66歳以上）の貧困率は、女性の方が男性よりも高い水準にある。
○日本の高齢者の貧困率は、女性が22.8%で男性が16.4%となっており、いずれもOECD平均を上回るが、国際的な傾向と同様に女性の方が高い水準にある。



資料：R5男女共同参画白書（男女共同参画局）

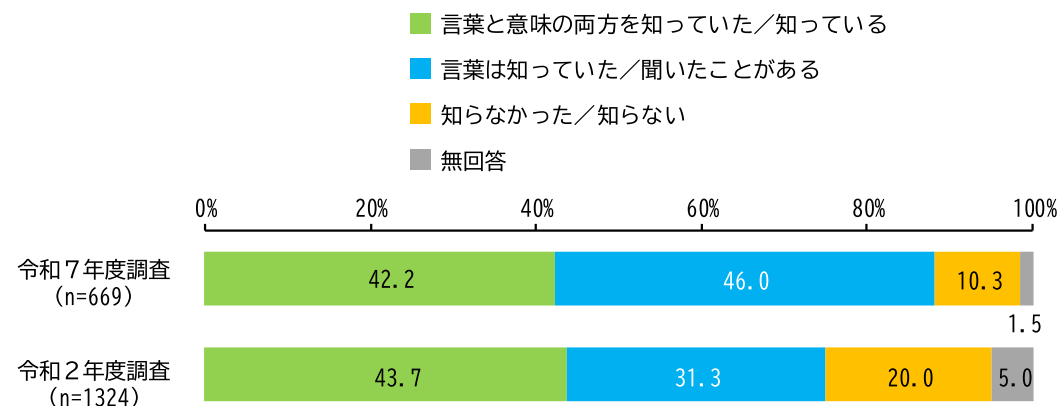
基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

多様性の尊重については、LGBTQ+セミナーの開催や広報を行ってきましたが、男女共同参画市民意識調査によると、その認知度は88.2%となっており、71.3%の人が、LGBTQ+など性的少数者の方々にとって、生活しづらい社会だと感じているなど、当事者の生きづらさを解消するためには、さらなる啓発と環境整備が必要です。

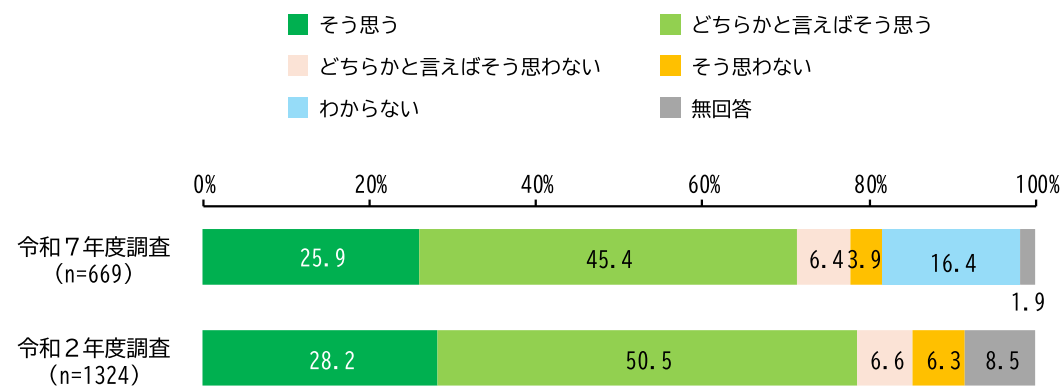
また、外国人の人口比率は年々増加しており、経済社会だけでなく、地域社会においても、外国人の方が安心して暮らせるための体制づくりが必要です。



LGBTQ+など性的少数者（性的マイノリティ）の認知について



LGBTQ+など性的少数者（性的マイノリティ）にとって生活しづらい社会だと思うか



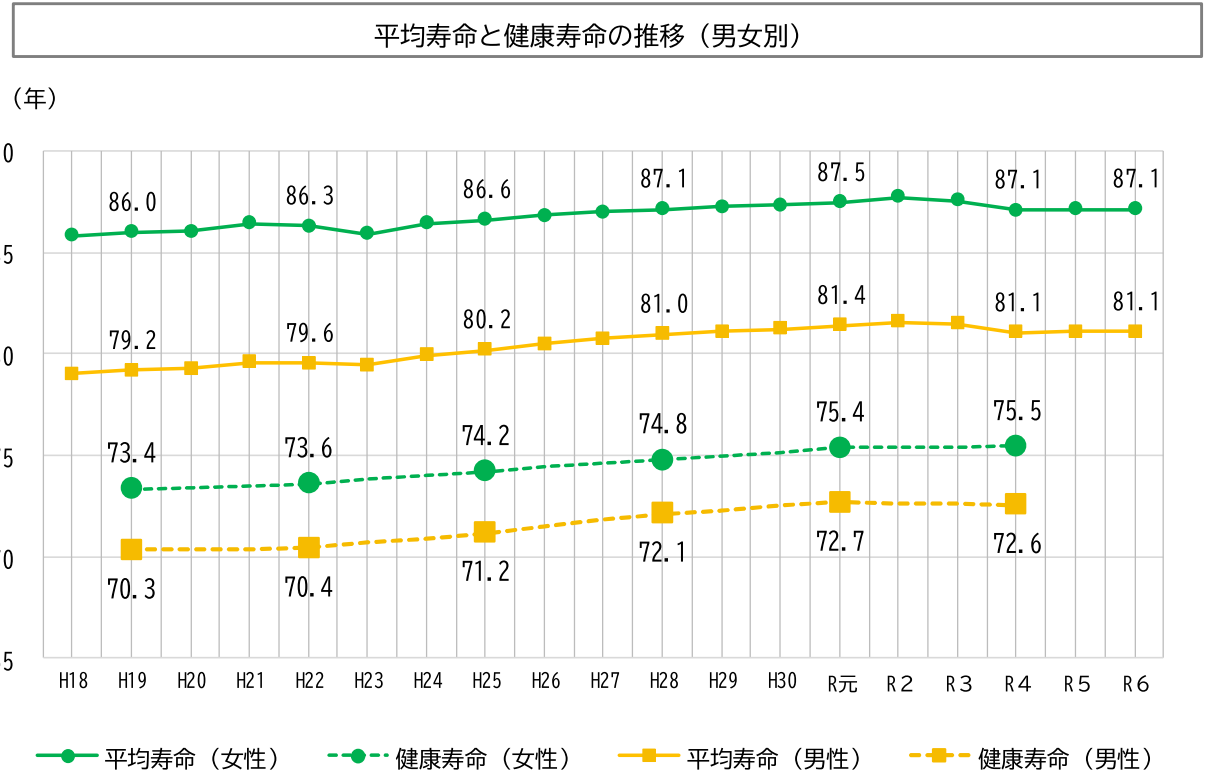
資料：袋井市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（R7）

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

近年、激甚化する自然災害の増加に伴い、地域における防災力を高める取り組みや女性や子ども等の多様なニーズに対応できる体制づくりが必要とされています。そのため、地域へ女性の声を反映するための女性防災リーダーの育成や男女共同参画の視点に立った防災・復興への取組が必要です。

本市では、現在、女性防災指導員の選出を推進しており、2025年度（令和7年度）時点で50.5%の女性委員割合を達成していますが、今後はさらに女性の意見を避難所運営に反映していく取組が必要です。

2024年（令和6年）の厚生労働省の調査によると、ここ5年間の平均寿命は男女ともに横ばいとなっているものの、健康寿命との差が男性で8.5年、女性で11.6年と開きがあります。生涯を通じた健康保持のためには、疾病の罹患状況や、その影響が男女で異なることなどに鑑み、性別に応じた適格な保健・医療を受けることが必要です。また、性と生殖に関する健康と権利である、「SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点から、多様な価値観を認め合い、心身の健康を保つためにも、正しい知識の普及に努めます。



資料：令和6年厚生労働省調査

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

基本方針4 ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者への支援

DV防止法

ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメント（セクハラ・マタハラ等）の背景には、基本的人権の理解不足、経済力の格差、固定的な性別役割分担による慣習や意識に根ざした社会構造の問題があり、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。

基本施策⑧

DVや性犯罪、性暴力等の根絶に向けた対策の強化

ホームページや広報紙及び講座による情報提供とともに、子どもをはじめ様々な世代への教育活動を通じ、DV、セクハラ等のあらゆる暴力の根絶に努めます。

- 【主な取組】 ①暴力・ハラスメントの根絶に向けた啓発と情報提供の充実（ホームページや情報紙を用いた啓発など）
②人権教育の推進と若年層へのDV防止に関する啓発や講座の開催（デートDV防止啓発など）

基本施策⑨

被害者の相談支援体制の強化

DV、ハラスメントの被害者に対して適切な援助を行うため、相談窓口の周知をはじめ、関係機関との連携により、相談や支援の体制を整えます。

- 【主な取組】 ①相談しやすい体制の整備（相談窓口の周知、ワンストップ体制の整備など）
②被害者の安全確保と支援（一時保護、関係機関との連携、支援体制の充実など）

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

成果指標 4

DVを受けたが、抗議や相談ができなかった人の割合

現状値
38.6%

目標値
30%

【DV被害者にとって、解決に向けた行動がとれる社会になっているかをはかる指標】

モニタリング指標 7

デートDVに関する授業を実施する学校数（高校含む）

現状値
4校

期待値
6校

【性と心の健康に関する知識の普及状況をはかる指標】若い頃からのDV防止のための教育の推進状況

モニタリング指標 8

市内における性犯罪認知件数（強制性交等、強制わいせつ件数）

現状値
5件

期待値
0件

【性犯罪・性暴力の発生状況をみるための指標】

※現状値の年次は2024年度、目標値・期待値の年次は2030年度

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

基本方針5 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

困難女性支援法

重点

経済的な困窮や社会的孤立、複雑・多様化する課題を解決し、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体が密接に連携し、総合的な支援を行います。

基本施策⑩

ひとり親家庭及び生活上の困難に直面する困窮家庭等への支援の充実

ひとり親家庭や生活困窮家庭の自立と生活の安定を図るため、相談支援の充実を図り、経済的な支援を行います。

- 【主な取組】
- ①ひとり親家庭への支援（相談支援の充実、児童扶養手当、医療費助成、自立支援給付金の交付など）
 - ②児童・生徒への就学支援（就学援助など）

基本施策⑪

高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、就労支援や相談体制を整備するとともに、女性が社会参画しやすい環境の整備を行います。

- 【主な取組】
- ①高齢者の就業支援（シルバー人材センターとの連携による就業支援など）
 - ②障がい者の自立支援（相談体制の整備、住まいや就労の場の確保など）

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

基本施策⑫

外国人市民が安心して暮らせるための支援の充実

外国人の方が暮らしやすく、地域の一員としてまちづくりに参加できるよう、学習支援や多言語・やさしい日本語などでの情報提供を行います。

- 【主な取組】
- ①受け入れ側の多文化共生意識の醸成（やさしい日本語の普及、多文化共生セミナーの実施など）
 - ②地域活動への参加支援（自治会等が行う行事への参加推進、地域への啓発など）
 - ③外国人へのコミュニケーション支援（日本語教室の開催など）

基本施策⑬

多様な性のあり方への理解の促進と支援の充実

多様な性のあり方に関する理解を促進するための教育や啓発を推進するとともに、性的指向及び性自認を理由に困難を抱える人を支援するための取組を行います。

- 【主な取組】
- ①多様な性のあり方に関する理解の促進（人権教育や啓発、セミナー・研修の開催など）
 - ②パートナーシップ制度に則った行政サービスの周知（宣誓を行った方への婚姻祝い品の案内など）

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

成果指標5

こども若者家庭センターの認知率

現状値

—

目標値
90%

【こどもを持つ親への相談窓口の周知状況をはかる指標】

※現状値の年次は2024年度、目標値・期待値の年次は2030年度



基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

基本方針6 防災・復興における男女共同参画の推進

【新】

自治会などの地域活動や災害時の避難所の運営において、固定的な性別役割分担による慣習や意識にとらわれることなく、誰もが男女共同参画について正しく認識し、男女がともに責任をもって役割を担うことができるよう、社会的支援の充実と環境整備に努めます。

基本施策⑭

女性の視点に立った防災・復興活動の推進・強化

災害から受ける影響や男女のニーズの違いに配慮することに加え、「減災」や「復興」という点にも着目し、女性の意見を取り入れた防災・復興対策を行います。

- 【主な取組】
- ①地域の防災活動における女性登用の促進（女性消防団員の入団促進、自主連合防災隊長、自主防災隊長及び防災委員への女性の登用促進、女性防災リーダーの育成講座の開催など）
 - ②男女共同参画の視点に立った防災訓練等の実施（性別や年代など支援ニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、マニュアルの見直しなど）
 - ③男女共同参画の視点に立った防災の啓発や情報提供（ホームページやチラシ等を用いた啓発など）

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

成果指標6

自主連合防災隊長、自主防災隊長及び防災委員の女性役員の割合

現状値
39.0%

目標値
50%

【防災・復興分野における女性の参画状況を
はかる指標】

※現状値の年次は2024年度、目標値・期待値の年次は2030年度



基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

基本方針7 生涯を通じた男女の健康支援体制の充実

男女が各ライフステージに応じて、それぞれの健康課題に対応できるよう、性や健康について、性差に着目した正しい知識を普及し、切れ目なく健康保持・増進の支援ができる体制づくりを推進します。

基本施策⑮ 生涯にわたる心と体の健康支援の充実

健康診査の実施等、年齢・性別に応じた、心身の健康の保持・増進のための事業の充実を図ります。

- 【主な取組】
- ①健康診査の充実（各種がん検診、健康診査の実施、受診率向上のための取組など）
 - ②相談・講座等の充実（身近な場所での相談の実施、健康知識普及のための講座の開催など）

基本施策⑯ 性と心の健康に関する知識の普及と相談体制の充実

性と心の健康に関する知識の普及を促進し、SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点や、性感染症対策などについて、若い頃から学習できる機会の提供や、相談体制の充実を図ります。

- 【主な取組】
- ①性に関する学習機会と相談体制の充実（児童生徒の発達段階を踏まえた包括的性教育機会の提供、養護教諭やスクールカウンセラーによる性と心の悩みに対する相談体制の充実など）
 - ②性感染症対策の推進（小中学校との連携による正しい知識の普及、HIV抗体検査、性感染症検査及び相談事業の周知・啓発など）

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

基本施策⑰

妊娠・出産にかかわる健康支援

生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成するために、若い頃からのヘルスリテラシーの獲得を目指すとともに、プレコンセプションケアの普及活動を行います。

また、妊娠・出産を希望する方に対して、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊娠・出産に対する不安を取り除くための支援を行うとともに、不妊に悩む男女に対する相談支援体制の充実を図ります。

- 【主な取組】
- ①男女ともに年代に応じた健康に関する教育や啓発（健康教育の充実など）
 - ②教室・相談・訪問による保健指導の充実（妊娠前の身体づくり、妊娠・出産に関わる女性の心と身体の変化や男性の役割についての啓発、産前産後の精神的な不安の解消など）
 - ③子育て相談の充実（共働き・共育てを可能にするための相談支援体制の充実など）
 - ④不妊治療の支援（不妊治療に要する経費の助成、情報提供、相談体制の充実など）



基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

成果指標 7

がん検診受診率

乳がん

現状値
76.5%

目標値
84.8%

子宮頸がん

現状値
73.7%

目標値
81.5%

【生涯を通じた健康支援体制の整備状況をはかる指標】労働年齢において発症しやすい女性特有疾患について、検診の受診率向上をはかる。

※現状値の年次は2024年度、目標値・期待値の年次は2030年度



基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

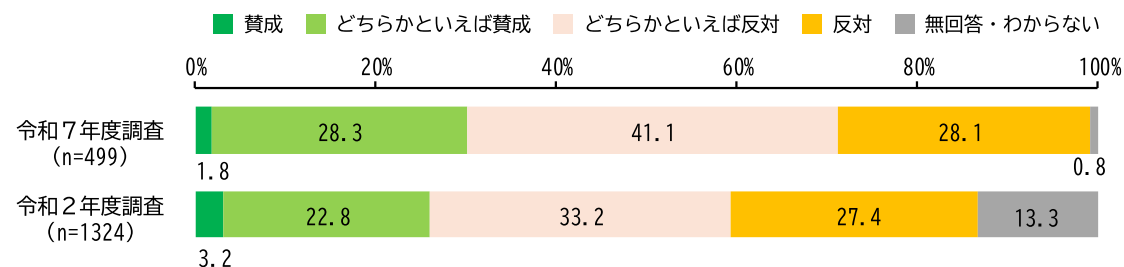
現状

男女共同参画社会を実現するためには、性別や国籍に関わらず、個人の希望に応じ、個性と能力が発揮できるよう学校や家庭、地域や職場などのあらゆる場で、個人の人権尊重とジェンダー平等の教育や学習を進めていく必要があります。

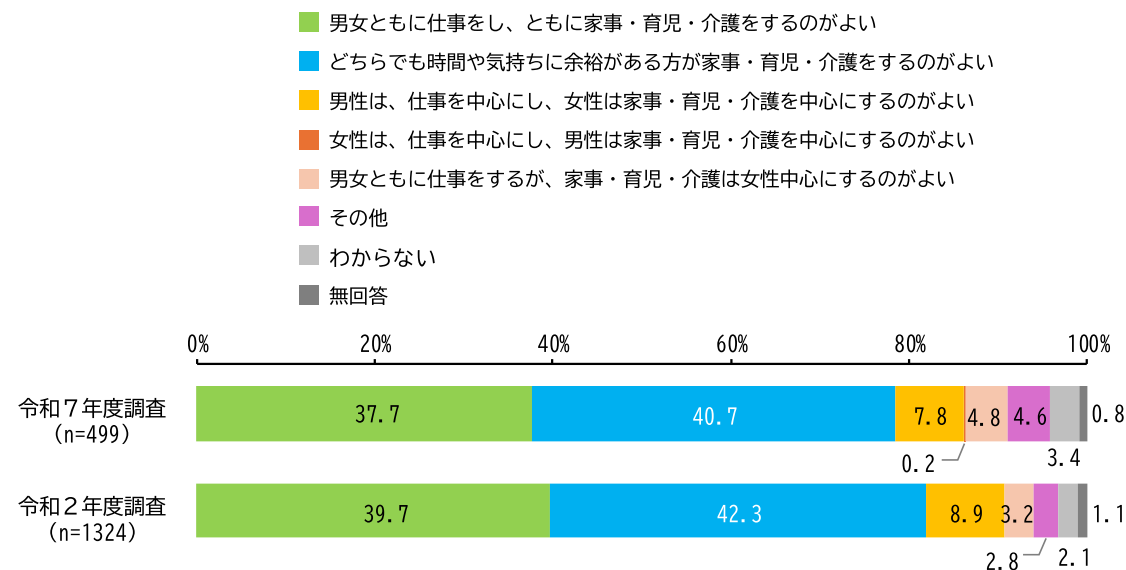
男女共同参画市民意識調査によると、男女の役割を固定的に考えることについて、「反対」の割合が69.2%となっており、家庭での男女の役割分担に対する考え方は、「どちらでも時間や気持ちに余裕がある方が家事・育児・介護をするのがよい」が40.7%、

「男女ともに仕事をし、ともに家事・育児・介護をするのがよい」の割合が37.7%と、固定的な性別役割分担意識を持つ人は少なくなっている状況がうかがえます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という男女の役割を固定的に考えることについて



家庭での男女の役割分担に対する考え方について



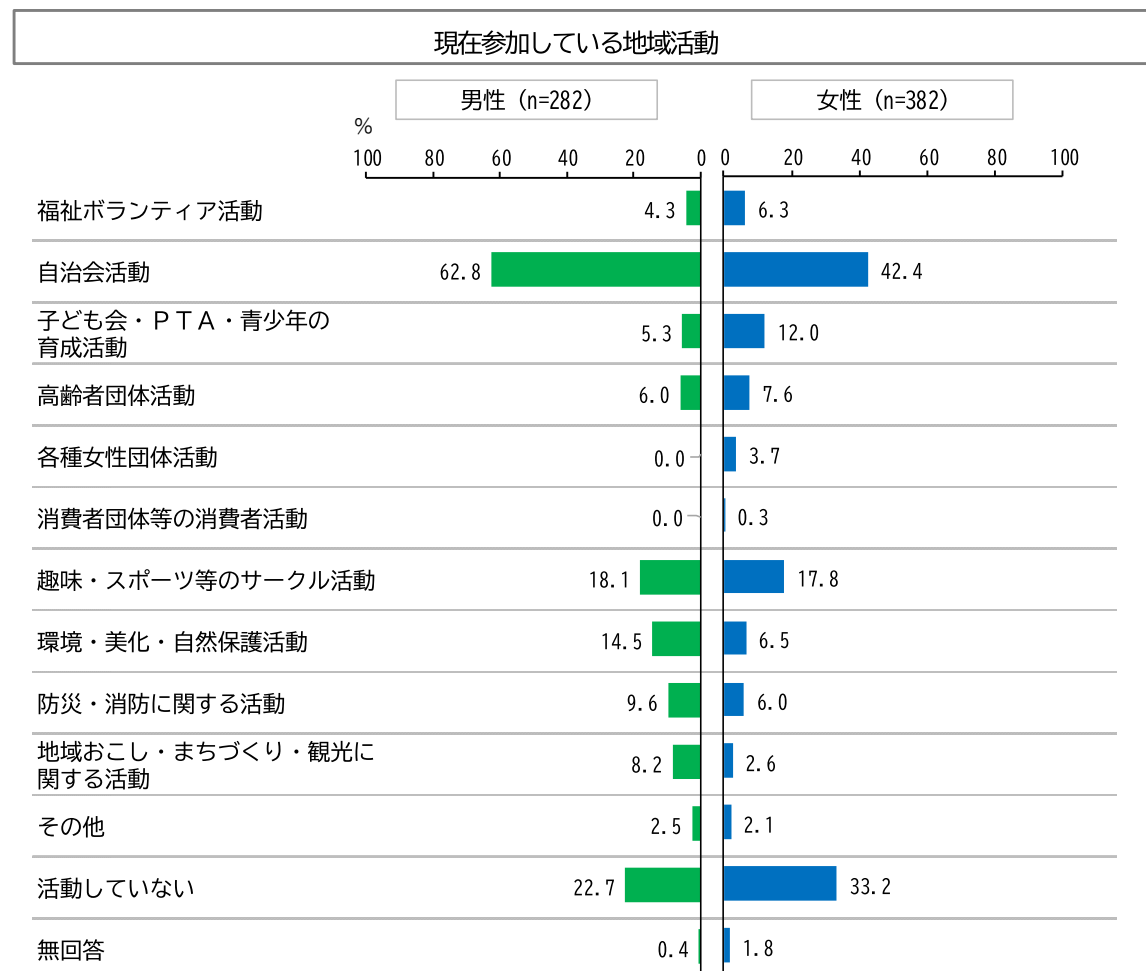
資料：袋井市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（R7）

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

より長い人生を見据え、性別に基づく固定的な役割分担による慣習や意識、性別に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）にとらわれず、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、人生ステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発を推進していく必要があります。

また、地域活動においては、2025年度（令和7年度）の女性自治会長が175名中1名と、性別役割分担意識が根強く残っています。固定的性別役割分担意識からの脱却には、女性や若者から選ばれ、都市圏への人口流出を抑え、持続可能な地域社会を構築するという効果も期待されます。

地域への女性や若者の参画を支援し、誰もが生活しやすい社会の基盤整備を推奨します。



資料：袋井市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（R7）

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

基本方針8 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

誰もが男女共同参画について正しく理解し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方を育むことができるよう、学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や広報活動及び情報提供を行います。

基本施策⑱

男女共同参画の視点に立った各種制度の見直し

様々な分野におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を排除し、男女共同参画の視点に立った各種制度の見直しや環境整備に努めます。

- 【主な取組】
- ①男女共同参画の視点に立った施策の推進（各種施策、広報誌の発行にあたっての留意など）
 - ②誰もが使いやすい公共施設の整備（ユニバーサルデザインの積極的な導入など）
 - ③各種講座・講演会等における託児の実施

基本施策⑲

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育や学習機会の充実

性別にとらわれることなく、すべて人を平等に尊重するジェンダー教育を進め、個人の能力や希望に応じて多様な進路選択ができるような環境づくりを推進します。

- 【主な取組】
- ①男女共同参画の視点に立った進路指導・キャリア教育の実施（性別にとらわれない幅広い学習機会の提供など）

基本施策⑳

国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進

男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集・提供を行うとともに、国際交流等を通じて、多様な価値観を知る機会を提供します。

- 【主な取組】
- ①国際的な動向についての情報収集と提供（取組指標や先進事例の紹介など）

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

成果指標 8

性別による固定的な役割分担をすべきでないと思う人の割合

現状値
69%

目標値
80%

【男女共同参画意識の醸成度をはかる指標】

モニタリング指標 9

男女共同参画関連講座等への参加者数

現状値
89人

期待値
190人

【男女共同参画意識の醸成と、キャリア形成等のための支援状況をはかる指標】

モニタリング指標 10

広報・HP等における男女共同参画に関する情報提供件数

現状値
32件

期待値
42件

【男女共同参画意識の醸成と、知識普及状況をはかる指標】

モニタリング指標 11

袋井市は市民生活の中に人権尊重の意識が定着していると思う人の割合

現状値
55.3%

期待値
60.8%

【人権意識の醸成度を見守る指標】

※現状値の年次は2024年度、目標値の年次は2030年度

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

基本方針9 男女共同参画が根付いた地域づくりの推進

【新】

重点

女性や若者から選ばれる地域づくりを進め、多様な意見が取り入れられる持続可能な環境の整備を行います。

基本施策①

女性や若者から選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進【新】

固定的性別役割分担意識からの脱却を図り、女性や若者から選ばれる地域づくりを推進します。

- 【主な取組】
- ①地域に根ざした慣習や役割分担意識の払拭（広報紙や女性活躍事例の紹介など）
 - ②女性や若者に対する魅力ある地域情報の発信（SNSやホームページなどを活用した地域情報の発信など）
 - ③企業・地域団体との連携による女性や若者から選ばれる環境の整備（官民一体となった働き方改革の推進、男女共同参画宣言事業所の周知と普及など）

基本施策②

性別役割分担意識にとらわれない地域活動の推進

自治会や地域で活躍する各種団体などにおいて、性別や年齢にとらわれない、多様な人材の活躍を促進します。

- 【主な取組】
- ①地域活動への女性や若者の参画促進（地域団体に対する女性の活躍事例紹介、選出方法にかかる助言など）
 - ②女性リーダーや役員の育成支援（各種研修会や講座の開催、ネットワーク構築支援など）

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

成果指標 9

自治会に女性役員（会長・副会長・会計）がいる割合

現状値
8.4%

目標値
15%

【役割分担意識にとらわれない地域活動の推進状況をはかる指標】

※現状値の年次は2024年度、目標値の年次は2030年度



1 男女共同参画推進プランの策定経過

会議名	年月日
第1回男女共同参画推進本部会議	令和7年3月14日
第1回男女共同参画推進審議会	令和7年3月25日
第1回男女共同参画ワーキンググループ会議	令和7年7月30日
第2回男女共同参画推進本部会議	令和7年7月31日
第2回男女共同参画推進審議会	令和7年8月5日
第2回男女共同参画ワーキンググループ会議	令和7年10月15日
第3回男女共同参画推進本部会議	令和7年12月25日
第3回男女共同参画推進審議会	令和7年12月26日
第4回男女共同参画推進本部会議	令和8年3月11日
第4回男女共同参画推進審議会	令和8年3月16日

市民意見の集約	年月日
男女共同参画に関する実態調査（事業所）	令和6年12月
男女共同参画に関する市民意識調査	令和7年5月～6月
パブリックコメント	令和8年1月～2月

2 男女共同参画推進審議会委員名簿

No.	氏名	役職・所属等
1	犬塚 協太	（学識経験者） 静岡県立大学国際関係学部教授 県立大学男女共同参画推進センター センター長
2	田中 智子	（教育関係者） 浅羽南小学校校長
3	伊藤 健晴	（関係団体の代表者） JA遠州中央農協 袋井南支店
4	榛葉 美希	（関係団体の代表者） 株式会社ABUHANライフサービス代表取締役
5	磯部 剛	（関係団体の代表者） 浅羽町商工会事務局長
6	鈴木 孝子	（関係団体の代表者） 袋井人権擁護委員協議会委員
7	村松 賢弥	（関係団体の代表者） 社会福祉法人なごみかぜ
8	原野 英見	（市民活動団体の代表者） 一般社団法人ここ咲
9	夏目 智子	（市民活動団体の代表者） NPO法人ふぁみりあネット理事長
10	鈴木 小百合	（市民代表者） 袋井農業女子 すず農園

3 用語解説

ア 行

〔アンコンシャス・バイアス〕

自覚の無い無意識の差別や偏見のこと。アンコンシャス・バイアスは差別や偏見を持っている本人に自覚が無いため、差別や偏見が存在していることに気が付きにくいという特徴がある。

〔well-being（ウェルビーイング）〕

身体的・精神的・社会的に良好な状態を指す言葉で、仕事や人間関係、暮らしの質や自己実現を含めた総合的な幸福感・満足度を意味します。

〔M字カーブ〕

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。

〔L字カーブ〕

日本の女性の正規雇用（正社員）比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代後半でピークを迎え、その後、結婚・出産・育児などのライフイベントを機に30代以降、右肩下がりに低下し続ける現象。グラフが横から見たアルファベットのLのように見えることから名づけられ、現代日本の深刻な女性のキャリア分断を表す課題。

〔LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）〕

レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）等を含む性的指向・性自認の多様性を表す総称です。「+」は他の多様な性の在り方を含むことを示し、尊重と差別解消が重要です。

カ行

〔キャリア〕

経歴。職歴。一生にわたる一連の職業上の活動や行為。

〔固定的な性別役割分担意識〕

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭（家事・育児）」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ 行

〔ジェンダー〕

生まれつきの生物学的性別ではなく、社会的・文化的に形成された性差のこと。

〔女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）〕

女性が、職業生活において、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するために制定された法律（平成27年（2015年）施行、10年間の時限立法）。

国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにして、基本方針及び事業主の行動計画の策定等を求めている。事業主においては、常時雇用する従業員301人以上の企業が計画策定の義務対象だったが、令和元年（2019年）の改正により、令和4年4月からは従業員101人以上の企業までに拡大されている。

〔性自認〕

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念。

〔性的指向〕

恋愛や性愛の対象としてどのような性別を求めるとのこと。異性愛、同性愛、両性愛、あるいはどの性別にも向かないなど多様。本人の意志で選んだり変えたりするものではなく、生まれ持ったものとされる。

〔性的少数者（性的マイノリティ）〕

性的少数者（性的マイノリティ）とは、「男女」の性別区分や、それに基づいた社会制度の枠組みにあてはまらない人々のこと。同性愛、両性愛、性同一性障害など自らの性別に違和感を持つ人々や、性分化・発達障害をもつ人々が含まれる。平成16（2004）年に施行された「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する特例法」以降、一定の理解が進んだ部分もあるが、正確な情報や知識の不足から、性的少数者に対する誤解や偏見もある。

〔セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）〕

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為のこと。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられている。

〔SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）〕

SRHR（Sexual and Reproductive Health and Rights）は「性と生殖に関する健康と権利」を意味し、誰もが自分の性や生殖に関することを自分で決め、安全に実行できることを保障する考え方。次の4つの言葉の組み合わせ。

- 1 セクシュアル・ヘルス（性的健康）
性について心身ともに健康でいられる状態。例：性感染症の検査・治療や性教育で安心できること。
- 2 リプロダクティブ・ヘルス（生殖の健康）
妊娠・出産・中絶など生殖にかかわる場面で心身が守られること。例：妊婦健診や産後ケアが受けられること。
- 3 セクシュアル・ライツ（性的権利）
自分の性のあり方や関係を自ら決める権利。例：誰と恋愛するか、同意のある性行為を行う自由の尊重やプライバシーの保護。
- 4 リプロダクティブ・ライツ（生殖の権利）
産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利と、そのために必要な情報・医療サービスを受ける権利。例：避妊の選択肢や十分な情報提供。

〔セーフティネット〕

失業・病気・災害などで生活が困難になった人を支える仕組みの総称です。生活保護や失業手当、医療費助成、住まい支援など、社会の最低限の暮らしを守る公的制度を指します。

タ行

〔多文化共生意識〕

国籍・言語・宗教・文化の違いを互いに尊重し、理解と協力を通じて共に暮らす社会をつくろうとする考え方や態度です。地域での支援や教育、雇用の配慮も含まれます。

〔DV（ドメスティック・バイオレンス）〕

夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

〔デートDV〕

DVに対し、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力のこと。

八 行

【ハラスメント】

他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。

【パートナーシップ制度】

地方自治体が同性カップルやパートナーに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると認める制度。法律で定めたものではなく、各自治体が条例や要綱で定める制度であるため、法的拘束力はないが、2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区から始まり、2020年10月1日現在、60自治体で施行されている。

【プレコンセプションケア】

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組みのこと。

【ヘルスリテラシー】

健康に関する情報を正しく理解・評価し、日常や医療の場で適切に判断・行動する力です。予防、治療の選択、自己管理につながり、家族や地域の健康支援にも寄与します。

マ 行

〔メンター、メンター制度〕

経験や知識を持つ指導者・助言者（メンター）が、若手や新任者など（メンティー）を継続的に支援・助言する仕組み。

ヤ 行

〔ヤングケアラー〕

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているこども・若者のこと。

〔ユニバーサルデザイン〕

年齢・障がい・性別・国籍にかかわらず、できるだけ多くの人を使いやすいように配慮した設計思想です。建物や道具、情報表示、サービスの設計にも適用されます。

ラ行

【ライフステージ】

ライフステージとは、生まれてから死ぬまでの過程(乳幼児期、児童期、青年期、老年期等)における段階のこと。

【ロールモデル】

具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。手本となる人物。

ワ行

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、誰もが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。